

令和6年(2024年)4月2日
総務部税務課長 間弓 弘幸
担当：課長補佐(総括)鈴木
電話番号：029-301-2414

徴税吏員証等(身分証票)の紛失について

今般、常陸太田県税事務所において、地方税法等に基づき税務職員に交付している「徴税吏員証」及び「財産差押徴税吏員証」を職員が紛失した事案が発生しました。

このことは、県民の皆様の県に対する信頼を損ねるものであり、深くお詫び申し上げます。

紛失した徴税吏員証等につきましては、県報に登載する手続きを進め、身分証票の無効を公告(4/8予定)するとともに、併せて県ホームページに本事案の概要を掲載(4/2済)し、県民に対して注意喚起を行います。

今後は、税務課及び県税事務所における保管管理の徹底や出張時、帰庁時の現物確認を行うなど再発防止に努めてまいります。

記

1 事案の概要等

○発覚日

2024年3月27日(水)

○経過

2024年3月14日(木) ひたちなか市内の関係先を訪問した際、徴税吏員証を提示したのが最後。この日に紛失した可能性が大きい。

※これ以降徴税吏員証等は使用していない。

3月27日(水) 保管場所に徴税吏員証等がないことに気付く。
同日、事務所内、公用車内、自宅を確認。

3月28日(木) 所長に紛失した旨本人が報告
改めて同日、事務所内、自宅等のほか、3月14日に立ち寄った場所を探したが発見には至らず。

3月29日(金) 太田警察署に遺失物届を提出

2 発生の原因

毎月末に、所長等が徴税吏員証等の目視確認を行っていたものの、職員が出張する際の徴税吏員証等所持確認、帰所後の徴税吏員証所持確認については、徹底されていなかった。

3 県民等への影響

- ・入手した者が県税事務所の職員と偽り、預貯金額を聞きだしたり、家の動産を差押えとして持ち出す(盗難)等に悪用される可能性がある。
- ・現段階で、県民からの不審な問い合わせ情報や悪用された情報等はない。

4 再発防止策

所長又は次長等による毎日の現物確認(出張時・帰庁時)の実施、鍵付きロッカーにおける保管管理の徹底をまいります。

5 県民への注意喚起

万が一、県税事務所の職員の名をかたり、不審な訪問や連絡等があった場合は、税務課にご連絡ください。

無効とする証票

- ①徴税吏員証 第2321号 令和2年8月5日交付
- ②財産差押徴税吏員証 第2170号 令和2年8月5日交付
(上記証票は、第274号と記載された黒色のケースに入っていました。)

【備考】

○徴税吏員

県税の賦課徴収事務に関する調査のための質問、検査、又は滞納処分のための財産差押に関する権限を知事から委任された職員。

○徴税吏員証

- ・県税の賦課徴収に関する調査のため質問・検査を行う身分を証明する証票
- ・調査、検査の際、(その相手方である) 関係人の請求があったときに、権限のある職員の身分を証明する証票として提示しなければならない。

○県税滞納者財産差押徴税吏員証

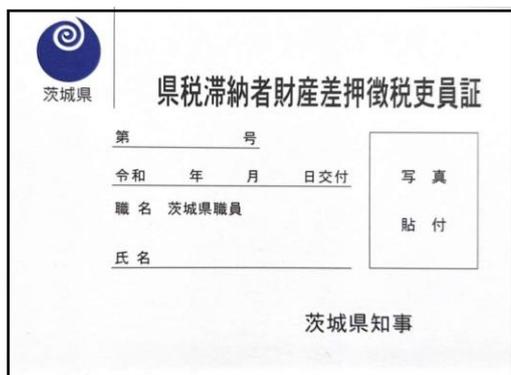
- ・滞納処分のための財産差押を行う身分を証明する証票
- ・滞納者へ財産差押をするときに、必ず関係人に提示しなければならない。

【参考】

- 1 徴税吏員証 (タテ68mm×ヨコ94mm)



- 2 県税滞納者財産差押徴税吏員証 (タテ68mm×ヨコ94mm)



- 3 徴税吏員証等を入れていたケース (タテ78mm×ヨコ110mm)



写真データは別途ご提供しております。